

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

事業者名 京王電鉄株式会社

代表者名 代表取締役社長 都村 智史

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・笹塚駅	・笹塚駅1～4番線への可動式ホーム柵設置を進める。 (2021～2023年度)	・2022年度は1・4番線に設置した。
・久我山駅	・久我山駅1～2番線への可動式ホーム幅設置を進める。 (2022～2023年度)	・2022年度は詳細設計を実施した。
・笹塚駅	・笹塚駅で隙間の僅少化を進める。(2022～2023年度)	・2022年度は1・4番線に実施した。

## ② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・係員による旅客支援体制の維持	・車椅子や白杖をご利用のお客様への声掛け、見守りのほか、役務の提供を実施できる体制を維持する。	・計画通り実施した。
・施設の維持管理	・自社にて定められた点検頻度に合わせて、旅客施設や車両など各種設備の点検を実施し、機能の維持に努める。	・計画通り実施した。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・係員による旅客支援	・車椅子や白杖をご利用のお客様への声掛け、見守りを引き続き実施する。	・計画通り実施した。

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者および盲導犬をお連れの方への対応訓練を実施</li> <li>・車椅子ご利用のお客様および聴覚障害者への接遇向上訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の駅や車両を使用し、視覚障害をお持ちのお客様へのご案内や接遇スキル向上のため、講習会を実施する。また、駅係員、乗務員以外の社員にも参加の枠を広げ、部門を縦断したスキルの向上を図る。</li> <li>・渡り板の使用方や、聴覚障害をお持ちのお客様へのご案内や接遇スキル向上のための講習会を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り実施した。</li> <li>・計画通り実施した。</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・他社と連携した啓発活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に実施している「声掛け・サポート」運動について、周囲のお客様からお声掛けを頂けるよう、他社と連携したキャンペーン活動の実施や、実施に関するポスターを掲出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り実施した。</li> </ul>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体が開催するバリアフリー関連会議に出席するとともに、必要な事項について、社内で共有化を図った。</li> <li>・ウェブサイトや電話などで寄せられるバリアフリーに関するお客様からのご意見・ご要望を担当部署と共有するとともに、お客様に対して回答を実施した。</li> <li>・バリアフリー設備整備を実施するため、補助制度などについて関係各所と協議を行った。</li> </ul>
---

(3) 報告書の公表方法

<p>自社HPにて公開 (<a href="https://www.keio.co.jp/group/traffic/barrier_free/index.html">https://www.keio.co.jp/group/traffic/barrier_free/index.html</a>)</p>
---

(4) その他

<p>特になし</p>
-------------



Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	<p>○</p>

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和4年度）

住 所 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

事業者名 京王電鉄株式会社

代表者名 代表取締役社長 都村 智史

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・8000系 ・5000系	・車椅子スペースを全車両に設置する。京王線2編成(2022年度 11両) ・車椅子スペースを全車両に設置する。京王線1編成(2022年度 10両)	・計画通り実施した。 ・計画通り実施した。

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・車両の維持管理	・自社にて定められた点検頻度に併せて各種設備の点検を実施し、機能の維持に努める。	・計画通り実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・係員による旅客支援	・車椅子や白杖をご利用のお客様への声掛け、見守りを引き続き実施する。	・計画通り実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者および盲導犬をお連れの方への対応訓練を実施</li> <li>・ 車椅子ご利用のお客様および聴覚障害者への接遇向上訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際の駅や車両を使用し、視覚障害をお持ちのお客様へのご案内や接遇スキル向上のため、講習会を実施する。また、駅係員、乗務員以外の社員にも参加の枠を広げ、部門を縦断したスキルの向上を図る。</li> <li>・ 渡り板の使用方や、聴覚障害をお持ちのお客様へのご案内や接遇スキル向上のための講習会を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画通り実施した。</li> <li>・ 計画通り実施した。</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他社と連携した啓発活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続的に実施している「声掛け・サポート」運動について、周囲のお客様からお声掛けを頂けるよう、他社と連携したキャンペーン活動の実施や、実施に関するポスターを掲出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画通り実施した。</li> </ul>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各自治体が開催するバリアフリー関連会議に出席するとともに、必要な事項について、社内で共有化を図った。</li> <li>・ ウェブサイトや電話などで寄せられるバリアフリーに関するお客様からのご意見・ご要望を担当部署と共有するとともに、お客様に対して回答を実施した。</li> <li>・ バリアフリー設備整備を実施するため、補助制度などについて関係各所と協議を行った。</li> </ul>
--

(3) 報告書の公表方法

<p>自社HPにて公開 (<a href="https://www.keio.co.jp/group/traffic/barrier_free/index.html">https://www.keio.co.jp/group/traffic/barrier_free/index.html</a>)</p>
---

(4) その他

<p>特になし</p>
-------------

## II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	117 編成 877 (両)	103 編成 807 (両)	103 編成	0 編成	0 編成	117 編成	117 編成
(合計)	117 編成 877 (両)	103 編成 807 (両)	103 編成	0 編成	0 編成	117 編成	117 編成

## III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	